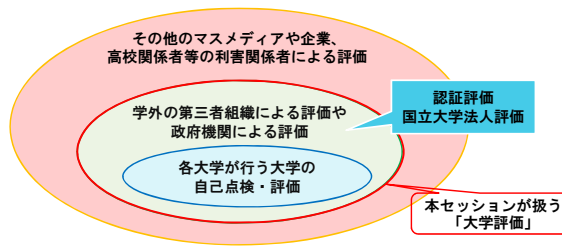


1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 大学評価の基本的な構造



4

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 大学評価の目的

- ① 説明責任 (accountability)
 - 大学の教育研究活動等の目的や特徴、成果を示し、社会的説明責任を果たすこと。
- ② 改善 (improvement)
 - 大学における諸活動の現状理解を通じて、問題点や課題を改善し、大学の質の保証ならびにその維持・向上を図ること。

5

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 機関別認証評価と国立大学法人評価の概要

評価制度	機関別認証評価	国立大学法人評価
基礎となる法律	学校教育法	国立大学法人法
評価の対象	全ての大学、短期大学、高等専門学校	国立大学法人、大学共同利用機関法人
評価の目的	教育研究活動などの ① 質の保証 ② 質の改善・向上 ③ 社会的説明責任	① 中期目標期間における諸活動の質の向上 ② 次期中期目標・中期計画への反映 ③ 国費の投入に対する説明責任
評価の内容	認証評価機関が定める評価基準に基づき、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況	中期目標、中期計画及び年度計画に対する教育研究活動や経営面などを含めた総合的な達成状況
実施時期	7年以内ごと	各年度終了時、4年目終了時及び中期目標期間終了時

6

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 大学評価導入の経緯

1. 大学設置基準の大綱化 (1991年)
 - 事前規制方式を緩和する代わりに、自己点検・評価の努力義務化
2. 大学設置基準の改正 (1999年)
 - 自己点検・評価の実施と公表の義務化
 - 自己点検・評価の外部者による検証の努力義務化
3. 認証評価制度、国立大学法人評価制度の開始 (2004年)
 - 大学の自己点検・評価に基づく第三者による評価の義務化

7

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 大学評価の現状と課題

- 認証評価制度、国立大学法人評価制度の開始 (2004年) に伴い、各大学ではそれぞれの大学の文化・特性に沿った形で評価活動を展開
- エビデンス (根拠) に基づく評価の徹底
- 対外的には評価文化が根付きつつあるといわれることもある。
- 一方、現場レベルでは「評価疲れ」も。
- 評価作業に係る負担の大きさなどの問題、評価自体が目的化しているという課題
- 大学評価に関わる者は、これらの課題の改善について考えることも大切

8

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 評価業務に当たって意識すべき事項

- (1) 支援的であること：質の維持・向上のための手がかりを提供＝改善志向
 - 評価には説明責任と改善の2つの目的がある。
- (2) 非排除・双方向的であること：関係部局の教職員等との密な対話と信頼構築
 - 評価の目的を共有する。
 - 教職員とのコミュニケーションにおいて、教育研究等の状況を把握し信頼関係を構築する。
- (3) 明示的であること：作文ではなく、根拠に基づいた評価とプロセスの透明化
 - 改善を志向するためには、誠実な自己点検・評価が必要。
 - 現状を把握し共有するために、多様なデータに基づいた活動の根拠を示す。

9

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 実際の取組を点検・評価するための考え方 (1)

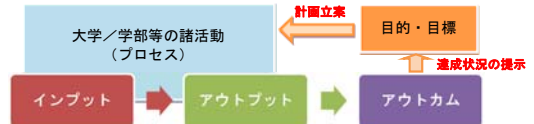
- 「目的・目標—計画—実行—評価—改善」という一連の流れを踏まえ、点検・評価項目を明確にする。
- 計画や教育プログラムなどの実施状況や成果を確認できる点検・評価項目を明確にする。
- 「計画に記載した内容を実施したか」、「目標の達成にどれだけ近づいたか」、「ポリシーの内容が適切に実施されているか」など
- 指標（評価指標）の設定なども有効
- 評価担当者の立場で点検・評価項目を見る際に、収集すべき根拠資料・データについて考慮することも大切



10

1. 大学評価担当者の基礎知識と心得 実際の取組を点検・評価するための考え方 (2)

- 目的や目標に対し、取組の現状を多面的に把握し点検・評価する。
- 「インプット」、「プロセス」、「アウトプット」、「アウトカム」の観点から取組の現状を把握し点検する。



11

2. 認証評価の概要 認証評価とは

- 国公私立の全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」）が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価を受ける制度
- 目的
各大学等における教育研究活動等の質を保証し、質の改善・向上に資するために、認証評価機関が定める大学評価基準に基づく定期的な評価を受け、その結果を社会に向けて明らかにする。
- 認証評価の種類
 - ① 機関別認証評価（7年以内ごと）
 - ② 専門分野別認証評価（5年以内ごと）

12

2. 認証評価の概要 認証評価の特徴

- ① 教育評価が中心
 - 大学における教育活動の重要性を鑑みる
- ② 各大学の目的や目標を踏まえた評価
 - 各大学の個性を伸ばす
- ③ 自己点検・評価に基づく評価
 - 各大学の教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的取組を支援・促進
- ④ 大学の教職員等の有識者によるピア・レビューを中心とした評価
 - 大学の状況を適切に評価

13

2. 認証評価の概要 大学機関別認証評価を行う認証評価機関及び評価基準

大学改革支援・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
基準1 大学の目的	基準1 理念・目的	基準1 使命・目的等
基準2 教育研究組織	基準2 内部質保証	基準2 学生
基準3 教員及び教育支援者	基準3 教育研究組織	基準3 教育課程
基準4 学生の受入	基準4 教育課程・学習成果	基準4 教員・職員
基準5 教育内容及び方法	基準5 学生の受け入れ	基準5 経営・管理と財務
基準6 学習成果	基準6 教員・教員組織	基準6 内部質保証
基準7 施設・設備及び学生支援	基準7 学生支援	(注) 上記以外に、大学が個性・特色としている領域に関して独自基準を設定することができる。
基準8 教育の内部質保証システム	基準8 教育研究等環境	
基準9 財務基盤及び管理運営	基準9 社会連携・社会貢献	
基準10 教育情報等の公表	基準10 大学運営・財務	

※ 2018年受審用。
大学基準協会と日本高等教育評価機構は2018年度よりこの評価基準に変更。

14

2. 認証評価の概要 評価の重点

- ① 学校教育法や大学設置基準等の法令要件が遵守されているか。
 - ② 理念・目的、教育目標を達成するために大学がどのような努力をしているか、それがどの程度達成されているか。
- ☆ 第3サイクルの認証評価では、以下の事項が「重点評価項目」として挙げられている。
- 内部質保証に関する評価
 - 三つのポリシーに関する評価
 - 「大学による学生の学修成果の把握・評価」に関する評価

15

2. 認証評価の概要 大学機関別認証評価のスケジュール

	大学改革支援・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
受審前年度	5～6月 説明会、研修会 9月末 申請	4月 説明会 11月末 申請	7月 申請 9月 研修
受審年度	6月末 「自己評価書」提出 10～12月 訪問調査 1月末 評価結果(案)の通知	4月末 「点検・評価報告書」等提出 9～10月 実地調査 12月 大学評価結果(委員会案)の通知	6月末 「自己点検評価書」等提出 9～11月 実地調査 12月下旬まで 調査報告書案の通知 2月上旬 評価報告書案の通知
備考	3月下旬 評価結果の確定及び公表 「大学評価基準を満たしていない」場合、評価実施年度の翌々年度まで 追評価(任意)	3月 「大学評価結果」の確定及び公表(必要な場合は異議申立) ○「不適合」の場合、翌年度あるいは翌々年度 追評価(任意) ○「保留」の場合、大学評価申請年度から3年後まで 再評価 大学評価結果受領から3年後まで 「改善報告書」提出	3月末 評価結果の確定及び公表 再評価 「保留」の場合、翌年度 再評価 「適合」の認定を受けた翌年度から3年以内 「改善報告書」提出

16

(補) 内部質保証とは (テキスト 1.5.)

- 現在、認証評価においても、内部質保証システムが構築され機能しているかが評価されており、今後一層重視される。
- 認証評価機関等における「内部質保証」の定義

**大学改革支援・学位授与機構
日本高等教育評価機構**
大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。

大学基準協会
PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと。

「教育の内部質保証に関するガイドライン」
大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと。

17

(補) 内部質保証のポイント (テキスト 1.5.)

- ① 大学が自らの責任で行う ～大学は自律性のある組織である
- ② 恒常的・継続的に行う ～認証評価対応のものではない
- ③ 自己点検・評価の結果を基に質の向上を図る ～改善志向・PDCAサイクルの確立
- ④ 大学の諸活動の質を自ら保証する ～社会からの信頼を得る

18

(補) 内部質保証システムの主な構成要素 (テキスト 2.5.)

- ① 内部質保証に関する全学の方針・責任体制
 - ② 中期的な戦略計画・実行計画、教育プログラムの設計・管理方針等の策定
 - 戦略や方針の測定方法(アセスメント・プラン)もセットで考えることが望まれる。
 - ③ 点検・評価・検証システムの確立
 - 情報の収集・分析などIR機能の確立も含まれる。
 - ④ 学生や外部者の参画(関係者への意見聴取など)
 - ⑤ 情報公開
 - 教育情報、自己点検・評価や外部者による検証結果、中期計画等の公表
- ☆ 『内部質保証ハンドブック』(大学基準協会)や『教育の内部質保証に関するガイドライン』(大学改革支援・学位授与機構)を参照するとよい。

19

3. 目標・計画に基づく評価の概要 目標・計画に基づく評価とは

- 大学の理念や目的を達成するために、期間の設定された中期的な目標・計画を自ら定める大学が少なくない。
- この目標・計画が確実に達成できるよう、一般に次が行われる。
 - 1) 定期的に進捗管理を兼ねた自己点検・評価
 - 2) 設定期間終了後に、目標・計画の達成状況や目標達成に向けた手段の改善の状況について自己点検・評価
- これらの自己点検・評価の結果について、外部評価や第三者評価を受けることが求められている。

20

3. 目標・計画に基づく評価の概要 目標・計画に基づく評価の例(1)

- (1) 国立大学
 - 中期目標、中期計画、年度計画に関する実績について、国立大学法人評価が義務づけられている。
 - 第三期中期目標・中期計画の作成に当たって、目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が実行されているかどうかを検証することができる指標の設定や具体的な達成状況の明確化が求められた。
- (2) 公立大学
 - 地方独立行政法人法に規定される中期目標、中期計画、年度計画に関する実績について、地方独立行政法人評価委員会が評価する。
 - 評価時期、評価内容、評価方法などは各評価委員会の判断に委ねられている。なお、中期目標期間における業務実績の評価に当たって、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。

21

3. 目標・計画に基づく評価の概要 目標・計画に基づく評価の例 (2)

(3) 私立大学

- 私立学校法で、理事長から評議員会へ事業計画を諮問するとともに、年度ごとに事業の実績について報告することや、事業報告書を作成し、閲覧に供することを義務づけられている。
- 独自の中長期計画を策定する大学、中長期計画の達成度を把握するためにKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を設定する大学もある。

(4) 国公立大学共通

- 内部質保証の観点から、現状を踏まえて改善に向けた活動の計画、その活動の実行、活動結果の把握・評価、さらなる改善のPDCAサイクルを継続的に実践することが求められている。
- 改善に向けた活動の実施状況だけでなく、その活動の効果についても自己評価を行う必要がある。

22

3. 目標・計画に基づく評価の概要 国立大学法人制度の概略（目標・計画関連）

① 中期目標

- 教育研究の基本理念やこれを実現するための6年間の目標を明示
- 第三期中期目標期間は、平成28年度～平成33年度

② 中期計画

- 中期目標を実現するための具体的な計画

③ 年度計画

- 毎年度、中期計画に沿って定める計画

※ 中期目標の原案、中期計画及び年度計画は、各法人が作成する。
（中期目標は文部科学大臣が定めることになっている。）

23

3. 目標・計画に基づく評価の概要 国立大学法人評価制度の概略

種類	年度評価	中期目標期間評価	
		4年目終了時	6年目終了時
実施年度	毎年度	教育研究評価	
評価者	国立大学法人評価委員会	国立大学法人評価委員会	大学改革支援・学位授与機構
提出書類	実績報告書	実績報告書 ※年度評価と一体化された様式	中期目標の達成状況報告書 学部・研究科等の現況調査表 研究業績説明書
主な評価項目	・業務運営等に係る年度計画の実施状況 ・「戦略性が高く、意欲的な目標・計画」の進捗状況 ・教育研究等の質の向上に係る総括的な状況	・附属病院、附属学校、業務運営等に係る中期目標の達成度及び中期計画の実施状況 ・共通の観点に関する取組状況	・教育、研究、社会との連携、グローバル化等に係る中期目標の達成度及び中期計画の実施状況 ・学部・研究科等の教育・研究水準及び（中期目標期間中の）質の向上度

24

3. 目標・計画に基づく評価の概要 認証評価と目標・計画に基づく評価の違い

	認証評価	目標・計画に基づく評価
評価の観点や自己評価書に記載すべき事項・根拠資料	あらかじめ決まっている（「自己評価書作成要領」等に記されている）。	大学自らが決めなくてはならない。目標・計画の内容に則したものでなければならない。
自己評価書の記述	一般に大学として求められる必要最低限の水準をクリアしていることが分かる記述。 大学が特色を出すための努力や工夫を積極的にアピールする記述。	公費や授業料等の投入に対する社会的説明責任を果たす観点や、更なる改善が必要か検討する観点から、目標・計画の達成度や成果の記述。

25